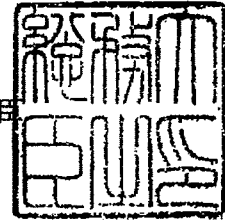


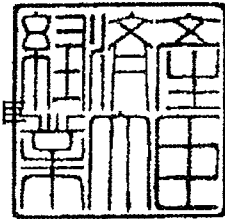
総統経第47号  
20190314統第1号  
平成31年3月28日

各位

総務大臣



経済産業大臣



経済構造実態調査の事前周知について（依頼）

日頃より政府が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、総務省・経済産業省は、既存の統計調査（商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査））を統合・再編した「経済構造実態調査」を創設しました。

「経済構造実態調査」は、製造業及びサービス産業における付加価値等の構造を明らかにするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として本年初めて実施し、以降、毎年6月1日を期日として、企業・事業所や団体を対象として実施いたします。

その調査結果は、国民経済計算（特にGDP統計）の精度向上への寄与のほか、より正確な景気判断や効率的な行政施策の立案、実施のための基礎資料や、企業経営の参考資料など、広く利活用されることが期待されます。

「経済構造実態調査」は新しい統計調査であることを踏まえ、調査のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じまして、貴団体に属する各企業に対して御周知いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

総務省統計局統計調査部経済統計課

TEL：03-5273-1165（直通）

19.4.01

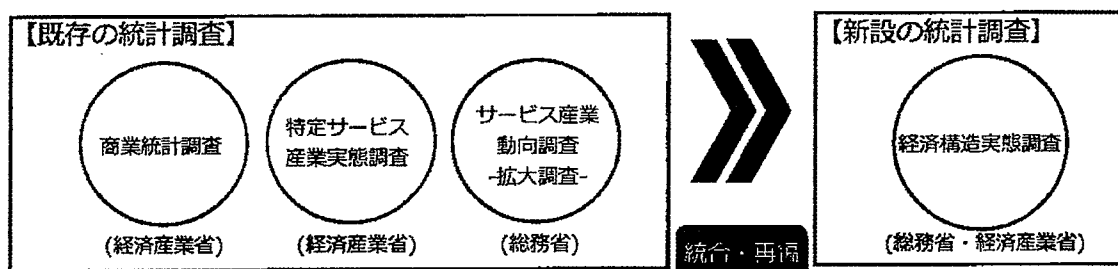
## 「経済構造実態調査」に関する広報依頼（お願い）

総務省・経済産業省  
2019年3月

「経済構造実態調査」の実施に先立ち、貴団体に属する各企業の皆さまにご周知いただきたく、お願いする次第です。

### ● 経済構造実態調査とは

経済構造実態調査は、主要産業の構造とその変化について、毎年より的確な実態を把握するために、以下の3つの統計調査を統合・再編して2019年に新たに創設された調査です。



製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算（特にGDP統計）の精度向上に資することを目的としており、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施いたします。

詳しくは、同封のリーフレット「経済構造実態調査 早わかり Q&A」及び経済構造実態調査ホームページをご高覧いただくと幸いです。

経済構造実態調査ホームページ：<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

### ● 貴団体にご協力をお願いしたいこと

- ・ 貴団体において発行している機関紙などへの掲載
- ・ 貴団体のホームページへの掲載  
(掲載いただける場合、別添「広報素材」に掲載しているバナー等の用意もごさいます。)
- ・ 総会などで、「経済構造実態調査」が実施される旨の案内  
(リーフレットが必要な場合には必要部数をご連絡ください。)

など

### ● 調査の趣旨・意義などをより詳細に知りたい場合

総務省・経済産業省の担当者が貴団体を直接訪問させていただき、ご説明の機会を設けさせていただければと思います。

つきましては、お手数ではございますが、下記メールアドレス宛に、2019年4、5月（土・日・祝日を除く）の期間で、貴団体のご都合がつく日程を複数日ご提示いただきますようお願いいたします。

#### <連絡先>

総務省統計局経済統計課経済構造実態調査担当  
メールアドレス：e-kkj@soumu.go.jp  
電話番号：03-5273-1165

●貴団体のホームページや機関誌（紙）において、「経済構造実態調査」に関する記事やバナー等の掲載にご協力いただける場合は、以下「広報用素材について」をご参考にご活用くださるようお願いいたします。

●原稿データが必要な場合には3ページ目に記載の〈連絡先〉までご連絡をお願いいたします。

## ■ 広報用素材について ■

### 1. 機関誌用原稿（電子ファイルの用意もございます）

機関誌用原稿は、貴団体発行の機関誌等の誌面において、ご掲載いただくことを目的とした〔1〕イラスト入り原稿及び〔2〕文例集です。

主に、本調査の重要性（法律に基づいた申告義務のある基幹統計調査）及び実施時期の周知を目的としており、調査関係書類の送付時期なども明記しております。

〔2〕文例集は、貴団体ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載においてもご活用いただければ幸甚でございます。

#### 〔1〕イラスト入り原稿

#### 〔2〕文例集（3種類）

##### ●文例①

総務省・経済産業省では、2019年より6月1日を期日として「経済構造実態調査」を毎年実施いたします（経済センサス - 活動調査実施年を除きます）。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づき実施する国の重要な統計調査（基幹統計調査）であり、報告の義務があります。ご回答いただいた調査内容は統計法に基づき厳重に保護されます。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、国が調査を委託した民間事業者から、調査票などの調査書類を、5月下旬より順次郵送いたしますので、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。

●文例②

総務省・経済産業省は、既存の統計調査（商業統計調査、特定サービス産業実態調査及びサービス産業動向調査（拡大調査））を統合・再編した「経済構造実態調査」を創設しました。

「経済構造実態調査」は、製造業及びサービス産業における付加価値等の構造を明らかにするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として本年初めて実施し、以降、毎年6月1日を期日として、企業・事業所や団体を対象として実施いたします（経済センサス・活動調査実施年を除きます）。

調査をお願いする企業・事業所や団体の皆さまには、国が調査を委託した民間事業者から、調査票などの調査書類を、5月下旬より順次郵送いたしますので、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。

●文例③（ホームページの「お知らせ/インフォメーション」欄等への掲載用）

総務省・経済産業省では、6月1日を期日として「経済構造実態調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施いたします。詳しくは、以下のURLから経済構造実態調査のホームページをご覧ください。

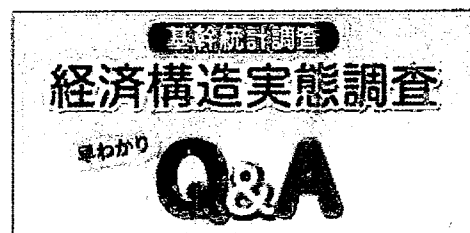
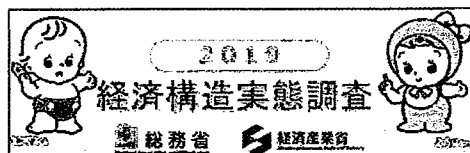
<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

2. ホームページ用バナー（電子ファイルの用意もございます）

ホームページ用バナーは、貴団体のホームページにおいて、ご掲載いただくことを目的とした素材です。

バナーのリンク先としては、経済構造実態調査のホームページ（次ページURL）を想定しております。なお、当該ページには、調査の目的、調査対象の範囲、調査事項など、本調査の概要を詳しく掲載しております。

●バナー（3種類）



●経済構造実態調査ホームページURL

ホームページ用バナーのリンク先については、下記URLとしていただくようお願いいたします。

〔リンク先URL〕 <https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

=====  
広報用素材について、ご不明な点等がございましたら下記連絡先までご連絡ください。  
なお、総会等において、リーフレットを配布していただける場合は追加送付いたします。

(お願い)

貴団体においてご協力いただいた内容（機関誌の写し等）について、FAX、メール等でお知らせいただければ幸いです。

<連絡先>

総務省統計局統計調査部経済統計課 経済構造実態調査担当

電話：03-5273-1165（直通）

FAX：03-5273-1498

E-mail：e-kkj@soumu.go.jp

基幹統計調査

# 経済構造実態調査

早わかり

# Q&A

新しい統計調査にご理解・ご回答をお願いします



# 経済構造実態調査 目わかり Q&A



Q1

経済構造実態調査ってなんですか？

A1

調査の概要と目的

総務省・経済産業省が実施する新しい統計調査です。

経済構造実態調査は、我が国の幅広い産業における企業等の経済活動の状況を明らかにする統計調査です。

【主な目的】

国民経済計算の  
精度向上

より正確な  
景気判断や  
効果的な  
行政施策の立案

企業の  
経営判断

など

Q2

法的根拠はありますか？

A2

法的根拠

統計法に基づく基幹統計調査として実施します。



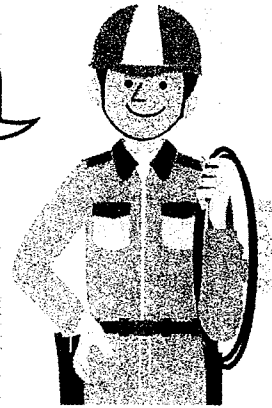
報告義務と守秘義務があります

統計法(平成19年法律第53号)では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者(国の職員、業務を委託した民間事業者など)には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。なお、を回答いただいた内容は、「統計法」に定められている利用目的以外(例えば、徴税資料など)に使用することはありません。



### Q3

いろいろな統計調査がありますが…



### A3

既存の統計調査を統合・再編して創設しました。

以下の統計調査を統合・再編し、必要最低限の事項を把握することとしており、報告者の皆様方の負担軽減を図ります。

サービス産業  
動向調査  
・拡大調査・  
(総務省)



経済構造  
実態調査

商業統計調査  
(経済産業省)

特定サービス産業  
実態調査  
(経済産業省)

〈コラム：創設の経緯・意義〉

2019年が初回となる「経済構造実態調査」は、5年ごとに実施する「経済センサス・活動調査」の中間年の実態を把握するために創設した調査です。

これにより国内総生産(GDP)の約9割を占める主要産業の経済構造とその変化について、毎年、よりの確に把握することができるようになります。



### Q4

いつの時点で調査するのですか？

### A4

調査の期日

毎年 **6月1日** 現在です。

6月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FR	SAT
						①
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24	25	26	27	28	29

### Q5

どんな企業が対象となりますか？

### A5

調査の対象

一定規模以上の全ての法人企業が対象となります。

調査は大きく **甲** 調査・**乙** 調査 に分かれており、**乙** 調査 については特定の産業に属する一部の事業所及び企業も対象となることがあります。







# Q6

## どんなことを調査するのですか？

# A6

### 調査事項

事業内容や売上などの項目を調査します。

**甲**  
調査

経営組織	資本金	企業全体の売上金額
主な事業の内容	事業活動の内容および事業活動別売上金額	
費用の項目別金額*	企業傘下の事業所の売上高*	などを調査

\*一部の大規模な企業など

**乙**  
調査

事業の形態	売上金額	会員数	年間契約件数
入場者数	従業者数	などを調査(産業に応じて調査項目が異なります)	

※ **甲**・**乙**ともに経理項目等の一部の調査事項は前年1月から12月までの1年間に  
ついて調査します。

# Q7

## どのように調査するのですか？

# A7

### 調査方法

インターネット・郵送で行います。



調査票とインターネット回答用のIDを5月末までに郵送します。インターネット  
又は郵送によりご回答ください。なお、調査は、国が業務を委託した民間事業者  
等を通じて行います。



# Q8

## 結果はいつ分かりますか？

# A8

### 結果の公表

調査実施の年度末から順次公表する予定です。



経済構造実態調査のホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>

経済構造実態調査 検索

